ルネ・カピタンの議院内閣制論(3・完)

兵 田 愛 子

目 次

序――反・議会主義と議院内閣制

- (1) 本稿の目的・方法
- (2) ルネ・カピタンの議院内閣制論の概要と本稿の構成
- 1. 「諸・議院内閣制 | (1933) ---議院内閣制の定義
- (1) 主権が君主から議会へ移行していく過程
- (2) 主権が議会に集中していく過程
- (3) この過程の理論的延長線上にある類型

(以上、本誌第68巻1号)

- 2. 『議会主義の改革』(1934) ----議院内閣制のモデル
- (1) 議会による主権の行使
- (2) 議会による主権の行使のための改革
- (3) 分析

(以上、本誌第68巻2号)

- 3.「フランスにおける議会主義の危機と改革」(1936) ――議院内閣制の意義
- (1) 議会主義の機能不全の原因
- (2) 議会主義の改善策
- (3) 分 析

結――ルネ・カピタンの議院内閣制論とその示唆

- (1) ルネ・カピタンの議院内閣制論
- (2) 示 唆

(以上、本号)

3.「フランスにおける議会主義の危機と改革」(1936)

---議院内閣制の意義

「諸・議院内閣制」(1933) において、主権が君主から議会に移行していく過程で、現代の議会主義は主権が議会に移行し終えた段階にあることが示された。 『議会主義の改革』(1934) においては、議会がその主権を実効的に行使するために、内閣が統治し、議会が統制すべきであるという議会主義のモデルが示さ れ、それによって議会の下で自由と権威が統合されることこそが、議院内閣制にこだわり続けるべき理由であるとされた。「フランスにおける議会主義の危機と改革」(1936)においては、このモデルに照らしてフランスの議会主義の危機と改革を検討することによって、議会主義の統治能力を疑う反・議会主義運動に応答し¹⁾、議院内閣制をより機能させることを提案することとなる。その方法として、具体的には、以下の方法による。第一に、フランスの議会主義の危機(機能不全)の原因が「代表民主主義」と「共和主義的な個人主義」というフランスに特有の要素にあるとし、それを修正すべく「個人主義」に立脚した「半・代表民主主義」を採用する必要があることを示すこととなる。第二に、フランスの議会主義の改革案として、イギリスの議会主義に示唆を受けて、解散制度を導入することと、元老院にクーデターを予防する役割を与えることを提案することとなる。

(1) 議会主義の機能不全の原因

① 代表民主主義

カピタンは、フランスでは代表民主主義が採用されている点を指摘し、フランスの議会主義の現状(議会だけが統治する。大統領も内閣も統治することができない。世論は議会を統制することができない。)を代表制の理論によって説明する²⁾。 敷衍すると以下の通りである。

代表制の理論においては、議会が「国民」を代表するので「国民」の主権が 議会に移譲される。ここにおいて、「国民」とは、議会の中に存在し、議会の 声によって表現されるものとしてみなされる。すなわち、「国民」とは、議会 内の議論によって初めて認識される抽象的な存在であって、具体的な有権者を

René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» (1936), repris dans R. CAPITANT (Textes réunis et présentés par Olivier BEAUD), Ecrits d'entredeux-guerres (1928–1940), Paris, Editions Panthéon Assas, 2004, pp. 343–345.

René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., pp. 346–347.

意味しない。以上のような論理を、カピタンは「代表制のフィクション」と呼ぶ。

この代表制の理論によって「国民」の主権が議会に移譲されるので、議会だけが統治できることとなる(大統領は、統治することができないこととなる)。世論も、議会には統制をかけられないこととなる。内閣も、本来ならば果たすべき統治の役割を果たすことができず、議会に服従するしかないこととなる。

ここにおいて注目すべきは、代表制理論においては主権が「国民」から議会に移譲されており、また、カピタンの議院内閣制論においては主権が君主から議会に移行し終えているので、いずれの理論においても主権が議会にあるという点では両者は類似して見えるものの、実際には、これらの帰結は著しく異なるという点である。以下の点に端的にその違いが現れる。第一に、代表制の理論によれば、議会だけが統治できることとなるので世論は議会を統制することができない(政党と解散制度の不存在によって世論は議会多数派を入れ替えられない)が、カピタンの理論によれば、世論が議会を統制すべき(政党と解散制度を通じて世論は議会多数派を入れ替えることができる)こととなる。第二に、代表制の理論によれば、内閣は統治し得ないこととなるが、カピタンによれば、内閣こそが統治の任を果たすべきこととなる。

以下において、「(i) 大統領の弱体化」、「(ii) 世論に対する議会の独立」、「(iii) 内閣は議会に服従する」の順に説明する。

(i) 大統領の弱体化

フランスにおいて、大統領は統治することができず、このことは代表民主主 義の帰結(議会だけが統治できる)に一致する。敷衍すると、以下の通りである。

大統領の権限については、憲法慣習による議会主義の変遷の結果、フランスにおいてはセーズ・メ事件を契機として大統領の権限が衰退することとなった³⁾。ただし、この点については、議会主義のモデルの実現の障害にはならない。というのも、君主から議会に主権が移行していく過程において、君主に代

³⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., pp. 347-349.

わる役割を果たしていた国家元首の権限が衰退していくのは当然のことであり、 模範とするイギリスの議会主義においても同様の経験があるからである⁴⁾。

(ii) 世論に対する議会の独立

フランスにおいて、世論は議会に統制をかけることができず、このことは代表民主主義の帰結に一致する。この点について、イギリスの議会主義と比較すると、以下の通りである。

イギリスの議会主義においては、政策綱領について対立する2つの「政党」が存在する。世論は両政党に交互に説得させることによって双方を交互に政権に就かせることとなる。世論は、両政党を内閣の候補としてみなし、与党を選ぶことを通じて、与党に支えられた内閣を選ぶこととなる⁵⁾。ただし、このとき、内閣は与党に支えられて安定するので、不信任決議に伴う解散選挙によって与党(議会多数派と内閣を含む)が世論の統制を受ける、という機会は減るこ

René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 351.

イギリスにおける国王と、フランスの第3共和制憲法において君主制擁護派によって君主の代わりに据えられた大統領はいずれも君主制の名残であり、君主制から完全に脱却することが議会主義の発展の過程だと考えるカピタンからすれば、この意味で君主制の名残であるフランスの大統領の権限の復活は、発展の流れに逆行することとなる。

他方で、カピタンは、ワイマールの大統領が君主制とは異なる原理に基礎付けられていると René CAPITANT, «Le rôle politique du Président du Reich» (1932), repris dans R. CAPITANT (Choix de textes, chronologie, bibliographie et index établis par Jean-Pierre MORELOU), Écrits constitutionnels, Paris, CNRS, 1982, p. 437 で指摘するにもかかわらず、ワイマールの二元的な議会主義については René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 351 で批判する。

ただし、批判の理由として、議会主義の発展の流れに逆行しているというよりも、「国家社会主義政党の権力獲得を容易にし、まったく新しい国家の樹立への道を開くことができたにすぎない:安定した二元主義体制を生み出せなかった」という点を指摘する。したがって、議会主義の発展において君主制から完全に脱却した先に、安定した二元主義体制があり得る余地を残すことが考えられよう。

⁵⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 352.

とになり得よう。しかし、イギリスの議会主義において、内閣は、たとえ議会 多数派から政治責任を追及されていない場合であっても「解散制度 | を用いな ければならない場合がある。すなわち、イギリスの内閣は、解散権の濫用を禁 じられているものの、① 選挙の時に論点となっていなかった新たな政治問題 が生じた場合と、② 何らかの世論の変化の兆しが生じた場合には、「諸内閣は 誠実に解散の試練を試みなければならないし、また、このようにして有権者に 諸内閣の維持または政権における諸内閣の入れ替えを決定する機会を与えなけ ればならない」こととなる⁶⁾。世論が主権者たる議会を統制する以上、世論に よる判断が必要とされる場面が生じた場合には、与党は、安定した政権運営の 最中であっても、「世論による統制 (contrôle de l'opinion)」から免れることがで きないのである7)。以上のように、2大政党制を前提とするイギリスの議会主 義において、世論は「政党」と「解散制度」を通じて内閣と議会多数派を統制 することとなる。このような議会主義を、カピタンは「半・代表民主主義(la démocratie semi-représentative)」、「世論による統治 (un gouvernement d'opinion)」、 「世論による仲裁の下での政党による統治(le gouvernement des partis sous l' arbitrage de l'opinion)」と呼ぶ。なお、ここでいう「世論による統治」とは、直 接民主主義を意味するのではなく、世論が政党を選択することにより議会多数 派と内閣を形成することを意味する⁸⁾。

これに対してフランスの議会主義は、「代表民主主義」であり、議会における完全に自由な議論が重視されるので、議会は世論による統制から解放される。 したがって、世論による統制を実現する「政党」も「解散制度」も存在しない。

René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 353.

^{7) 「}他方で、その政党は世論による統制に服したままである。議院内閣制の伝統的理論において内閣が議会に対して責任を負うように、その政党は世論に対して責任を負う」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op. cit., p. 353.

⁸⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 352.

「政党」の不存在については以下の通りである。フランスの議会主義において、議員は政党に所属するものの、議員は政党とは関係なくグループを形成するので、政党による投票規律が一切機能しない。というのも、フランスでのアロンディスマン選挙においては、議員は選挙区の有権者から政党名によらず(人格的に)投票されるので、政党からの除名をおそれることなく行動することができ、その結果、議員に対する政党の影響力が弱められることとなるからである。「解散制度」の不存在については以下の通りである。「議会主義の改革」(1934)で示されたように、現代の議会主義において、イギリスでは国王の解散権は政府の権限となった。これに対してフランスにおいてはセーズ・メ事件以降、大統領の解散権が空文化しており、内閣に引き継がれていない¹⁰⁾。その結果、以上のように、フランスの議会主義において、世論は、選挙で「政党」の選択を通じて議会多数派をデザインすることができず、また、「解散制度」がないので議員の任期が終わるまで議会多数派を入れ替えることもできない。

(iii) 内閣は議会に服従する

フランスにおいて、内閣は統治することができず、このことは代表民主主義 の帰結(議会だけが統治できる)に一致する。この点について、イギリスの議会 主義と比較すると、以下の通りである。

第一に、内閣の一体性については、以下の通りである。イギリスにおいては、 2大政党制の下で世論が与党を選び(「世論による統治」)、与党首脳部が内閣と なるため、必ず内閣に一体性がある。したがって、内閣は一丸となって政策を 遂行できることとなる。また、内閣に解散制度という武器があるので、倒閣の 頻発を抑止し、議会多数派を取りまとめることができる。このようにして、イ

⁹⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., pp. 353-354. ただし、後述するように、カピタンは、政党が議員の自律性を奪うことを肯定するわけではなく、むしろ、政党規律に対する議員の自律性を確保するように主張す

René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 354.

ギリスでは、内閣は実効的に統治することができることとなる11)。

フランスでは議員が政党と無関係に活動する結果、政党を超えて人格的に組閣することとなるため、しばしば内閣に一体性が生じるものの必ずしも一体であるわけではない。また、エリートが内閣を取り仕切る場合には、その人望によって議会多数派を取りまとめることができる可能性があるものの、このような安定性がいずれの内閣にも当てはまるわけではない。さらに、内閣に解散制度という武器がないため、倒閣の頻発に歯止めをかけることができないこととなる¹²⁾。その結果、頻繁な倒閣と組閣を繰り返すうちに、時間的余裕がないために内閣の人選が行き当たりばったりとなり、内閣の一体性は弱まり、議会により政治責任を問われやすいという悪循環が生じる。この倒閣にまつわる負のサイクルについて、カピタンは「一種の地獄の輪のようなもの」と表現する¹³⁾。このようにして、フランスでは、内閣は実効的に統治することができないこととなる。

第二に、内閣の法案提出権については、以下の通りである。議会主義のモデルにおいて、内閣は、統治の役割、すなわち執行のみならず立法の役割も果たすこととなる¹⁴⁾。イギリスでは、このモデルを実践しており、内閣が法案提出

¹¹⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., pp. 354-355.

¹²⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., pp. 355-356.

仮にフランスに解散制度があれば、解散が多数派に対する脅しとして機能し得る。 敷衍すると以下の通りであると思われる。アロンディスマン選挙においては、各選 挙区において1回目投票で絞った候補者について2回目投票で左派・右派の内部で 票の取りまとめが行われ、当選者の全体において右派連合と左派連合の2ブロック が生じることとなる。選挙後、多数派を形成する側の連合に不和が生じたとき、こ のタイミングで解散が行われると、選挙協力ができない結果、連合できないことに なり、相手方の連合に敗れることになる。解散制度があると、そのような事態を見 越すことによって、多数派を形成する側の連合内で不和が抑制される。

¹³⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 356.

¹⁴⁾ 前述のように、カピタンによれば、現代において統治をするということは法律によらないと成し得ない。したがって、統治の役割を果たすために、内閣が立法すノ

に関して主導権を握ることになる。これに対して、フランスでは、議会が、法 案提出に関して主導権を握ることとなり、内閣の役割は、「執行」のみに限定 されることとなる。内閣の役割を「執行」に限定することは、制限君主制への 回帰であり、主権が君主から議会に移行し終え、内閣が統治の任を果たさなけ ればならない(執行のみならず立法の役割も果たす)現代の議会主義の段階に反す ることとなる¹⁵⁾。

第三に、統治の主体については、以下の通りである。イギリスの半・代表民主主義では、世論の統制の下で、与党が議会多数派を形成し、与党首脳部が内閣を形成することとなる¹⁶⁾ので、内閣は議会多数派を取りまとめることができる。すなわち、統治の主体は内閣となる。これに対して、フランスにおいて統治の役割を果たすのは、内閣ではなく議会である¹⁷⁾。このことは、議会がどの機関よりも上位にあるという代表民主主義の帰結に一致する。しかし、フランスにおいて、議会は、現実において実効的に統治をすることができない。というのもフランスにおいて、議会には政党と無関係にバラバラに行動する議員しか存在せず、議会自身は、政策を実効的に遂行するための一体性も、議会多

Nることとなる。詳しくは、René CAPITANT, La réforme du parlementarisme, Paris, Recueil Sirey, 1934, pp. 10-11 参照。なお、日本においてカピタンの議論がしばしば「執行権の強化」という表現によって取り上げられているが、カピタンの用語法に照らして説明を加える必要があろう。カピタンの議会主義の理論において、内閣は、統治(制限君主制の用語によれば立法と執行)の役割を担うことになる。これが、日本における「執行権の強化」と表現されるものの内実である。

^{15) 「}決められた政府固有の領域に関しては、それ自体によって執行の役割にまで減らされる。いまだに革命の起源からくる『執行』権の理念、統治の観念よりも狭い限りなく狭い観念」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 357.

¹⁶⁾ この点については、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op. cit., p. 354.

^{17) 「}議会こそが変化する内閣を超えて統治する」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., pp. 357–358.

数派を取りまとめるための求心力も、持ち得ないからである¹⁸⁾。以上より、カピタンは、主権が君主から議会に移行し終えた現代の議会主義において、君主ではなく議会が主権者として実効的に統治する(すなわち、議会が内閣を生み出し、内閣に統治を担わせ、内閣を統制する)には、フランスの代表民主主義よりもイギリスの半・代表民主主義(世論による統治、世論の統制の下での政党による統治)の方が適切であるとする。

以上に、フランスの議会主義において、フランスの「代表民主主義」を基礎付ける「代表制の理論」が、議会が主権者として実効的に統治することを妨げる原因になるとの見解を見てきたが、カピタンによれば、その原因はそれだけではない。そもそも、あらゆる統治を否定することによって個人権を保障するというフランスに特有の考え方が前提にあるので、フランスにおいて議会主義は実効的な統治制度として機能しないのである。このようなフランスに特有の考え方を、カピタンは「共和主義的な個人主義」と呼ぶ。

② 共和主義的な個人主義

カピタンによれば、議会主義は「個人主義」によって理論的に基礎付けられる。カピタンにおいて、「個人主義」とは、個人を最も重要な存在とする考え方であり、国家は個人を保障するための手段に過ぎない。個人主義においては、個人の自由が何よりも重視されるが、集合体(国家)を形成することまで否定しない。個人は自由であるものの、正義や共通利益のために制約され得ることを認める。ただし、やはり個人の自由が何よりも重要であるので、制約目的については諸個人がより良い生活を送るという目的のためにしか認められず、さらに、制約の限度については必要最小限にしか認められないこととなる。

カピタンにおいて、「個人主義」とは以下の通りである。

「この個人主義は、既に人および市民の権利宣言を生み出したものであるが、

^{18) 「}このメカニズムは実効性を欠く。なぜならば、議会の行為を調整し、刺激し、 指導し、集中する事ができる権威を欠くからである」と指摘するものとして、 René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 358.

それは根底的にフランス人民の精神の中で活発なままである。ドイツの偉大な 哲学者の教え、個人は目的であって手段ではないという原理に忠実なままであ る。そういうわけで、個人主義は、個人が国家の目的でしかありえないと主張 する。だからといって、個人主義は、国家の本質そのものである集合的規律の 必要性を否認する傾向にあるわけではない。しかし、国家の行為は、政治権力 がどうであれ、個人的自由に対する侵害がどれほど正当化されようとも、人を より物質的また精神的な発展に有利な諸条件に位置づけるよう貢献する範囲で しか正当化され得ないであろう。特に、個人主義は、社会を個人主義的な現実 と異なる現実としてみなすことを拒絶する。または、少なくとも、たとえ、社 会学者または民俗学者と共に、近代の心理学また生物学が個人の中に作用する 無自覚または遺伝的な諸能力について我々に教示し得ることと共に、個人が実 際にある程度まで集合的現実――それは個人を超えるものであり、祖先に続い て子孫のうちに生き続けることとなるものであり、ときおり集合的な精神を反 映するように思われる神秘的またはイデオロギーの風潮、感情、情念を被るも のである――に参加することを認めるとしても、たとえ、このようにして人間 の党派、その集団またおそらくその精神の一部が元来社会的なものであること を認めるとしても、逆に、最も大事な、最も崇高な、人間の別の部分は、縮減 し得ない個人なのである。個人主義はデカルトの『われ思うゆえにわれあり』 を表明する。その思考は、人の特権とその個人性(individualité)のしるしとし て現れる。人間の進歩とは、個人がますます自由な意識と思考に至るために無 意識の動物的な生活から解放されることを可能にすることである。進歩は、社 会に対する個人の戦いから、本能に対する精神の戦いから、レヴィアタンに対 する人の戦いから突然生じる。心理的または哲学的な戦いは、まず、とはいえ、 政策の上で不可避的に続行されることになる。なぜなら、国家は、この個人の 解放の道具でしかありえないだろうからである。個人主義は、社会の神秘的ま たは自然的な従属の力の代わりに、個人主義的な秩序の合理的規律を置くこと を使命とする。後者のうち、自由だけが原理というわけではありえない。なぜ なら、共通利益(l'utilité commune)と正義は同じく必要な諸目的であり、それ

らは諸制約が自由に対して提起されることを要請するからである。しかし、人間の性質そのものと個人の諸要請に由来する、個人的自由の縮減し得ない最小限度が存在する。それがなければ、人は人であることをやめてしまうだろう。同様に、個人は国家に対して保障されねばならず、すべての政治的構成(toute constitution politique)の最高目的は、この理由のために、自由の必要な犠牲を確立した後に、人の本質的な自由を宣言し、また組織することである」¹⁹⁾。

カピタンによれば、現代(本文献執筆当時)において、この「個人主義」は、ドイツでは放棄されたものの、アメリカ、イギリス、フランスにおいては堅持されている²⁰⁾。ただし、とりわけ、フランスにおいては、本来の「個人主義」とは区別される独特の個人主義が採用されており、それは、「共和主義的な個人主義(l'individualisme républicain)」である²¹⁾。共和主義的な個人主義とは、

「共和主義学説」については、「その真の名は共和主義学説である」と指摘するものとして、René CAPITANT、«La crise et la réforme du Parlementarisme en 🖊

¹⁹⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., pp. 358-359.

²⁰⁾ これについて、アンドレ・シーグフリードを参照しながら、「それはおそらくフランスに特殊なものではない。それは少し前まで、まだ全ヨーロッパに共通していた。それは今日、この用語が現在では領土上の諸制限をもたらすものすべてを伴って、西洋に残されたのである。『ヨーロッパは――数日前にアメリカに彼を導いた旅行から帰った時にアンドレ・シーグフリード氏が言っていたのだが――、おそらく最早全体的に西洋文明に属していない。もしこの用語が、個人の侵すべからざる尊重、思考の自由の侵すべからざる尊重、ルネサンスまた18世紀の人道主義の伝統に対して維持される信条を意味するのであれば。しかし――彼が付け加えるに――他方で、個人、個人権、自由、政治的自由というこれらの価値を信じ続ける、ヨーロッパを超える西洋世界がある。そしてこの世界は主に三つの国を含む、イギリス、アメリカ、フランスである。(Le Temps, 23 février 1936)」。ドイツはこの伝統と縁を切った。ドイツは暴力的かつ根本的に、人また国家のこの概念を拒絶する。その国家社会主義の哲学は最も絶対的なアンチテーゼである」と指摘するものとして、René CAPITANT、*La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)** op.cit., pp. 359-360.

²¹⁾ 本文献において、カピタンは、フランスに特有の個人主義について、「共和主義学説(la doctrine républicaine)」、「共和主義的な個人主義(l'individualisme républicain)」、「共和主義(républicanisme)」、「フランスの個人主義(l'individualisme français)」と呼ぶ。

主にフランスの急進党によって体現されるものの、フランスにおいて幅広く影響を与えており、共和国を基礎付ける理念として慣習的にフランスにおいて妥当するところの、政治的なイデオロギーである²²⁾。この共和主義的な個人主義と本来の個人主義の相違は、本来の(イギリスで採用されている)個人主義においては、国家による統治が「個人が自由なままでいられる国家」を実現する限

- ▶ France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 360、「共和主義的な個人主義」については、「奇妙な――ほとんどアンシャンレジームに戻す――答えによれば、共和主義的な個人主義は、官僚に統治を任せるので、統治を代表者の外へ追い出すのである」と指摘するものとして、René CAPITANT、*La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 364、「共和主義」については、「我々がただ示したかったことは、その議会主義が共和主義から深い影響を受けたということである」と指摘するものとして、René CAPITANT、*La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 366、「フランスの個人主義」については、「なぜなら、フランスの個人主義は、行為の国家(l'État de l'action)を迂回させるからである」と指摘するものとして、René CAPITANT、*La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 372 が挙げられる。本稿では、カピタンの用語に従い、「共和主義学説」、「共和主義的な個人主義」、「共和主義」、「フランスの個人主義」を同じ用法で使う。
- 22) 共和主義的な個人主義がフランスにおいて慣習的に妥当するという点について、 「この精神的かつ政治的伝統は、それに対してしばしば急進的な学説と呼ばれるも のを与える。なぜなら、急進党は実際にその最も直接的な継承者であり、また、ア ラン (Alain) という急進的な著述家は今日その最も情熱的で最も力強い解釈者だ からである。しかし現実に、それは限りなく広いフランスの意見の範囲をカバーす る。フランスの社会主義は、一方でその影響を広く受け、また、他方ではその影響 の制限に遭遇するため、極右、国家理性の擁護者にまで至ることとなる。その真の 名は共和主義の教義である。なぜならば、この場の形式的意味においてのみならず、 王政を倒したからというだけではなく、むしろ特に個人主義の教義の基礎の上にそ の国を打ち立てたという理由で、フランスが共和国だからである。共和国という言 葉は、フランスの政治的伝統において、国家の形式というよりイデオロギーを示す 具体的な内容を有する。形式的には、権利宣言(la déclaration des droits) はもは やフランスの憲法の中に記載されていない。しかし、フランスの制度が共和制のま まである限りにおいて、89年の諸原理、個人主義のイデオロギーはそれに対して慣 習的に支配する」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 360.

りにおいて認められるのに対して、共和主義的な個人主義においては、国家による統治が個人的自由と敵対するものとして否定されるという点にある²³⁾。し

23) 一般的な個人主義が国家による統治を完全に否定するものではないという点について、「個人主義は、個人が国家の目的でしかありえないと主張する。だからといって、個人主義は、国家の本質そのものである集合的規律の必要性を否認する傾向にあるわけではない」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 358.

一般的な個人主義が個人的自由と国家による統治を統合することを目指し、そこ において投票権はそのための道具としてみなされるのに対し、フランスの個人主義 は全く異なることを目指すというという点について、「一般投票は、実際、共和主 義の教義によって、民主主義の道具としてというよりも個人権の保障としてみなさ れていた。おそらく、二つの理念は矛盾していない。また、まさにその形成におい て、その諸創設者の精神においても、投票権は自由の源として知られる。ジャン・ ジャック・ルソーが『社会契約論』において民主主義的な憲法の提案を立てる際に、 個人的自由と国家の統合を実現するという目的のためにそれに割り当てていた。彼 は、言葉の完全な意味における国家であり、それでもその中で個人が自由なままで いられる国家を探求していた。諸法律を投票することを全員に頼み、また諸法律が 全員に適用されることとなることを規定することによって、各人が全員に従いそれ でも彼自身にのみ従うために各人が彼自身の同意した法律にのみ従うにすぎないこ とを、彼は望んでいた。このようにして、まさに近代民主主義の祖において、一番 の絶対主義者において、自由の理念が前面にある。しかし、今日フランスの議院内 閣制を支配するのは、まったく異なる理念である」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 361.

フランスの個人主義が国家による統治を否定するという点について、「共和主義のイデオロギーは、統治の理念そのものを国家から遠ざける」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 365.

フランスの個人主義が国家による統治を否定した結果、個人的自由に深くかかわる精神的問題にばかり関心が集中し、国家による統治によってこそ個人的自由が実現され得るような集合的問題については無関心であるという点について、「我々がただ示したかったことは、その議会主義が共和主義から深い影響を受けたということである。確認——このようにして限定される——は、我々が思うに、大きな重要性を示す。この確認は、実際、実効性の欠如と組織化の欠如——それらは非常に明白にフランス国家の特色を示す——を説明する。同様に、その確認は、フランスの政治、それが精神的な問題、ライシテ的な学校および教会と国家の分離にみとめる重要性、逆に、経済的または社会的な組織化の諸問題に対する相対的な無関心をノ

たがって、カピタンによれば、個人主義それ自体は議会主義の理論的基礎をなすものの、フランスに特有の個人主義(共和主義的な個人主義)のもつ特殊性が、フランスの議会主義の機能不全の原因となることとなる²⁴⁾。

本文献において、カピタンは、「投票」がフランスにおいていかなる意味を持つのかを検討することにより、前述のようなフランスの個人主義の特殊性を明らかにする。また、「元老院」の役割の歴史的変遷を検討することにより、元老院が共和主義的な個人主義(フランスに特有の個人主義)の番人としての役割を果たすことを明らかにする。

(i) 共和主義的な個人主義的な投票

カピタンにおいて、本来の個人主義は、個人的自由の保障に役立つように国家による統治を実現しようとする。そのために、諸個人が、諸個人全員を支配

国家による統治を、イギリスの個人主義が個人的自由の保障の道具として認めるのに対して、フランスの個人主義が個人的自由と両立しないものとして否定するという点について、「アングロサクソンの個人主義と異なり、フランスの個人主義は、集合的な繁栄の組織化を通じた個人の満足感というよりも、政治的、経済的、または精神的なすべての専制政治からの個人の解放を追求する」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 372.

24) 「この伝統の力は、議会制の強力な保障である。自由の諸制度に対するあらゆる 脅威は、フランスの国家において深刻な諸反応を引き起こすこととなる。このコラ ムはそれらをさらに進めて書く機会を有することとなり、また、それらは根本的な 制度の揺るぎのなさを出現させる。それらは、制度の苦しむ危機が、イデオロギー の諸基礎を動揺させるような完全な危機ではなく、むしろ単に、革命ではなく改革 を要するような機能の危機であることを示す。それでも、この個人主義は、ある程 度まではそれ自体が危機に寄与する。なぜなら、それが制度の保障であるとしても、 フランスの議会主権の最も個性的な一定の諸特徴を生み出し、しかし他方で特にそ の機能の障害を特に悪化させた歪みを、それでもやはり引き起こした」と指摘する ものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 360.

[○]説明する。集合的問題に対するその態度が、建設的というよりもしばしば消極的に見えるのは、実際に、なによりもまず、個人および個人の価値を守ろうとするからである」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op. cit., p. 366

する権力を、諸個人自身で生み出すことを手段とする²⁵⁾。この考え方の下では、カピタンの提示した議会主義モデル(世論が主権者である議会を統制するために、選挙制度を通じて議会多数派を形成し、また入れ替えるというシステム)を帰結とする。しかし、共和主義的な個人主義は、本来の個人主義と考え方が異なる。共和主義的な個人主義は、個人的自由の保障のために統治を否定することとなる。フランスにおける共和主義的な個人主義の特殊性は、有権者にとっての投票の意味に現れるとされる。

フランスにおいて投票は、有権者にとって2つの意味をもつ。

第一に、有権者にとって投票とは、人々を窮地から救うために国家に掛け合ってくれるような議員を選ぶ手段である。フランスでは、中央集権国家に対する不信感がある²⁶⁾ので、人々は国家に対して自分たちの身を守ってくれるよう

²⁵⁾ 本稿注23参照。特に、本来の個人主義の投票概念と共和主義的な個人主義の投票 概念の相違から、本来の個人主義が自己統治によって個人的自由を保障する考え方 であるという点について、「一般投票は、実際、共和主義の教義によって、民主主 義の道具としてというよりも個人権の保障としてみなされていた。おそらく、二つ の理念は矛盾していない。また、まさにその形成において、その諸創設者の精神に おいても、投票権は自由の源として知られる。ジャン・ジャック・ルソーが『社会 契約論』において民主主義的な憲法の提案を立てる際に、個人的自由と国家の統合 を実現するという目的のためにそれに割り当てていた。彼は、言葉の完全な意味に おける国家であり、それでもその中で個人が自由なままでいられる国家を探求して いた。諸法律を投票することを全員に頼み、また諸法律が全員に適用されることと なることを規定することによって、各人が全員に従いそれでも彼自身にのみ従うた めに各人が彼自身の同意した法律にのみ従うにすぎないことを、彼は望んでいた。 このようにして、まさに近代民主主義の祖において、一番の絶対主義者において、 自由の理念が前面にある。しかし、今日フランスの議院内閣制を支配するのは、 まったく異なる理念である」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 361. なお、ルソーに関連する箇所については、お そらく、ルソー、桑原武夫・前川貞次郎訳「第4編 第1章 一般意志は破壊できな いこと | 「第4編 第2章 投票について | 『社会契約論』 (岩波文庫・1954) 144-151 頁を参照したものと思われる。

^{26) 「}この理念は何よりもまず国家理性と専制に対する嫌悪に立脚する」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 362.

な議員を選ぼうとするのである²⁷⁾。たとえば、不当な判決から身を守るため²⁸⁾、

- 27) カピタンは、この点について、アンドレ・シーグフリードとアランを参照する。 「しかし、今日フランスの議院内閣制を支配するのは、まったく異なる理念である。 たとえ共和主義の教義が実際に投票を個人権の保障として理解するとしても、抽象 的な意味でというよりも、ずっと直接的で具体的な意味においてである。その意味 においてこそ、議員は、彼の有権者の擁護者、国家に対する弁護人、彼らの要求を 受け取り、正義を獲得するよう彼らを助けることを課された護民院議員(tribun) であらねばならないのである。もう一度アンドレ・シーグフリード氏を引用する: 『議員の職務(mandat législatif)は、立法府の代理人というよりも、恣意的に特別 待遇を得るためでもない限り、恣意的な行政が押し付ける不正をただすために手元 に常に欲しい、ある種の仲介大使 (ambassadeur-courtière) である』。アランは有 権者の名において綴る:『議員のドアが開かれることを欲す』。それはフランスの議 員の本質的な職務が、彼の選挙区の不満を受け入れることでなければならないから である。議員の職務(mandat législatif)は、訴訟的な手段よりも早く、階級的な 手段よりも実効的な、あらゆる法形式から解放された、全有権者に開かれた、不変 かつ無料のある種の手段として理解される|と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 361.
- 28) カピタンは、中央集権国家に対する不信感から議員に人々の擁護者としての役割を果たすことを期待する考え方が、ドレフュス事件で表れていると指摘する。「この理念は何よりもまず国家理性と専制に対する嫌悪に立脚する。この理念はこのようにして、ドレフュス事件が第3共和制にとって有した重要性を示す。: 共和主義の政党は、集まってそのイデオロギーを主張する機会を、そこに見つけた」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 362.

ドレフュス事件については、柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『世界歴史大系フランス史3――19世紀なかば〜現在――』(山川出版社・1995)146-148頁に詳しい。これによれば、ドレフュス事件とは、1894年にフランスのユダヤ人将校がドイツのスパイ容疑で逮捕され、軍法会議が「反ユダヤ主義ジャーナリズムのキャンペーンにあおられて、性急に」有罪判決を下したことから端を発した、右派と左派の一連の対立を指す。この事件においては、「正義と真理を掲げ、制度による人権の侵害を許すべきではないと主張するドレフュス派」(急進派、社会主義者、プロテスタント、反軍隊主義者、反教権主義者、多数の科学者、文化人)と、「個人の利益よりも国家理性を重視して軍隊を擁護しようとうったえていた」反ドレフュス派(ナショナリスト、反ユダヤ主義、王党派、カトリック、知識人)が激しく対立していた。両者の対立の末、1906年にドレフュスの無罪が確定し、復権が実現することとなった。また、「ドレフュス事件の結果、反ドレフュス派にかかわっていた王党右翼、ナショナリスト、カトリックなどの諸勢力は共和主義の枠組みからはス

また、社会的弱者であれば適切に救済措置を受けるために²⁹⁾、人々は議員を頼ることとなる。このような役割を果たす議員を選ぶために、有権者は、各選挙区において自身の要望に忠実に行動してくれるか否かという観点で、信頼できそうな人物を選ぶこととなる。フランスで採用されるアロンディスマン選挙³⁰⁾において、議員が政党名ではなく人格的に選出されるのは、以上のような理由からである³¹⁾。

第二に、有権者にとって投票とは、自身に代わって国家権力を監視し、統制

- 29) カピタンは、この点について、アンドレ・シーグフリードとアランを参照する。「もしこの理念がときおり特別待遇に至るとしても、生まれつき社会的な支援や保護を享受する強者に対して、乞食や貧民に助けを与えることもできる。アランは、彼自身が奨学金を獲得し、彼の小学校教員が知らせてくれて保護を与えてくれた国会議員の配慮で教授のキャリアに至ることができることとなったことを想起するのを好む。庶民がその助けなくして諸権力に達することができるように、非常に離れて非常に高く位置づけられた諸権力に対して、議員はとりなしの使命を果たす。『小楢の木の下での国王に対する訴えの――アンドレ・シーグフリード氏が言ったのだが――感動的な遺物』。中央集権化と官僚主義は、補正措置として、権力に対する謁見を各選挙区にまでもたらす、これらの近代的な諸請求の指導者たちを要請する」と指摘するものとして René CAPITANT、*La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)** op. cit., p. 362.
- 30) 前述したように、アロンディスマン選挙とは、各選挙区において1回目の投票で 絶対多数を獲得した当選者が出なかった場合、候補者の数を絞ったのちに2回目の 決戦投票で相対多数によって当選者を確定させる単記2回投票制である。アロン ディスマン選挙については、前掲・只野雅人『選挙制度と代表制——フランス選挙 制度の研究——』37頁以下に詳しい。
 - このアロンディスマン選挙は、各選挙区において有権者が政党名によらず人格的に議員を選ぶため、議員が政党からの除名をおそれることなく(政党に拘束されずに)活動することを可能にする。これについては、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., pp. 353–354 を参照。
- 31) René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 362.

>ずれたものとみなされ、保守的傾斜を強めていた共和政はその性格を大きく転換した。民主主義の貫徹、反教権主義の徹底、ナショナリズムや軍国主義への警戒などに、共和主義の正統性の根拠がおかれるにいたった」。

してくれる議員を選ぶ手段である。フランスでは、国家権力が専制に至るだけではなく、宿命的に暴走するに至るに違いないという警戒心があるので、有権者は、議員が人民に代わって国家を監視し、統制することを期待するのである³²⁾。その際、有権者は、何よりもまず国家を適切に批判し得る視点を持っていなければならない。共和主義的な個人主義においては、そのような批判的思考を形成するには、あらゆる集団から解放されて、一人で考える必要があると考えられていた。したがって、個人は、あらゆる集団、教会のみならず政党にも頼らず、たった一人で考えることが要求される³³⁾。フランスの議会主義において政党が重視されないのは、以上のような理由からである。

カピタンによれば、以上のようなフランスの投票概念から共和主義的な個人 主義において、議員は、人々を擁護するための「仲介者」の役割と、人々に代 わって国家を監視する「統制者」の役割を果たすこととなる。その結果、議会 から「統治者」としての役割が奪われることとなる³⁴⁾。すなわち、共和主義的

³²⁾ この点について、カピタンはアランを参照する。「この国家概念は、ほかの理念にも立脚する。それは、一般利益に達することを国家に対して可能にする。:統制の必要性の理念。実際、統制の必要性の理念は、絶対主義が専制に至るだけではなく、宿命的に誤りを引き起こすと主張する。『いかなる統制なき権力も暴走する』――アランは書く。実際、絶対的な権力は、人民だけではなく現実そのものからも、その資格を切り離す。絶対的な権力は、その権力が超人であるという意識をほとんど不可避的に引き起こす。絶対的な権力は特にこれらの神話の誕生を促進する。神話は、遅かれ早かれ、国家に超・個人的な使命を与えようとし、またそれによって、国家が諸個人の大衆のために作られたというこの基本的な真理を忘れさせることとなる。このようにして理解される個人主義は、独裁に、シーザー主義に、いかなる無制限の権力にも縮減しえない形で敵対する。したがって、個人主義は人民の統制の必要性を主張し、人民の議員たちにそれを遂行する使命を任じる」と指摘するものとして、René CAPITANT、*La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)* op.cit., pp. 362-363.

³³⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 363.

³⁴⁾ 共和主義的な個人主義の帰結(議会から「統治者」の役割を奪う)は、フランスの議会主義が採用している代表民主主義の帰結(議会だけが「統治者」の役割を果たす)と矛盾することとなる、という点を指摘するものとして、René CAPITANT、
«La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle ✓

な個人主義において、統治するのは議会ではなく「官僚」である³⁵⁾。それにもかかわらず、共和主義的な個人主義において、「官僚」には実効的な統治が許されていない。というのも、「官僚」に統治が任されているのは、「官僚」が統治機関にふさわしい権力を備えていないからこそである。共和主義的な個人主義は、中央集権国家に対する不信感と、国家権力の暴走に対する警戒心から、真の権力をもつ機関が統治をすることを恐れるのである。したがって、共和主義的な個人主義は、統治機構の中から真の統治権力を有する機関を見定めて、その機関から統治権力を取り上げるに至る。議会から現に統治の役割が取り上げられているのは、まさに議会が代表民主主義における至上の統治権者だからである³⁶⁾。仮に、「官僚」が実効的な統治に足る機関であれば、やはり同様に、共和主義的な個人主義によって、統治の役割が否定されることとなる。

以上のように、フランスで採用される共和主義的な個人主義は、個人的自由を守るためにあらゆる国家権力による統治を否定しようとする考え方を指す。したがって、このフランスの個人主義は、国家行為によらなければ解決し得ないような集合的問題(財政的問題、経済的問題、社会的問題、戦争など)が生じたとしても、それに対応するための国家行為を阻害することとなる³⁷⁾。カピタンは、共和主義的な個人主義が国家による集合的問題の解決を拒絶し、おざなりにしてきたからこそ、国内における政治的危機が生じたと指摘する³⁸⁾。そこから、カピタンは、国家から個人の「自由な意識と思考」を保障

^{\(\}square\) française (1931-1936) » op.cit., pp. 363-364.

³⁵⁾ 共和主義的な個人主義においては、官僚が統治し、議会が統制することとなる。 カピタンはこのような図式について制限君主制(la monarchie limitée)をもじっ て「制限官僚制(une «bureaucratie limitée»)」と呼ぶ。この図式が現代の議会主 義に至る変遷に反するものであると指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 366, 372.

³⁶⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 365.

³⁷⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 364.

³⁸⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France 🖊

する³⁹⁾ と同時に、経済的問題などの集合的問題にも対応することによって個人を保障しようとする、「アングロサクソンの個人主義」こそが、持続可能な統治制度たる議会主義にふさわしい理論的基礎であることを指摘することとなる⁴⁰⁾。

以上に見てきたような共和主義的な個人主義は、フランスの議会主義において、「元老院」によって制度的に支えられてきた。

(ii) 元 老 院

フランスの議会主義において、元老院は共和主義⁴¹⁾の番人として理解される⁴²⁾。ただし、第 3 共和制の憲法の制定当初、元老院は、保守派の利益の番人としてみなされていた。当時、君主制擁護派は、保守派の利益が脅かされるのを警戒していたため、元老院の存在を憲法に組み込むことで共和制の採用に同意するに至った。元老院を保守派の利益の番人として構成するために、選任方法も保守派に有利な方法⁴³⁾がとられた。保守派の利益の番人である元老院と、同じく保守派であるマクマオン大統領は、元老院と大統領の合意によって行使される解散権を通じて、一体となって代議院に対するブレーキの役割を果たしていた⁴⁴⁾。しかし、保守派に有利な元老院の採用方法は、1884年に廃止、また

[➤] Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 372.

René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 359.

⁴⁰⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 372.

⁴¹⁾ 前述したように、本文献において、カピタンは、フランスに特有の個人主義について、「共和主義学説」、「共和主義的な個人主義」、「共和主義」、「フランスの個人主義」と呼ぶ。

⁴²⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 368.

⁴³⁾ ① 終身制と、② 保守派を支持する多数の小規模市町村(commune)に有利な 選挙方法である。これについては、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op. cit., p. 367.

⁴⁴⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 367.

は変更された。終身制は廃止され、保守派に有利な選挙方法は、共和主義に有利な選挙方法⁴⁵⁾に変更された。このようにして、元老院は、保守派の利益の番人から、共和主義の番人となったのである⁴⁶⁾。

元老院は共和主義の番人としての役割を遂行するために、下院とほとんど対等な権限を有する⁴⁷⁾。元老院は、普段は政府の調整役を果たすが、それと同時に、倒閣するだけでなく、元老院出身の議員を用いて組閣することもできる。なぜ元老院がこのように政府に介入するほどの大きな権限を有するのかというと、元老院が下院に対して強い影響力を持つからである。元老院は元・下院議員のなかから広く選ばれており、下院議員にとって元老院に移行することは「昇進」であるとみなされていた。下院から影響力のある人物が元老院に移ることによって、下院の影響力は弱くなり、元老院は優位な立場を維持することが可能となる。下院から元老院への議員の移動が、両院の関係を円滑なものにし、また元老院の優位を確立することとなる⁴⁸⁾。

ただし、両院の関係が円滑であり得るからといって、常に両院の見解が一致するとは限らない。議会主義のモデルにおいては、下院と内閣の対立時に、下院が倒閣し、内閣が解散することにより、下院の中身が入れ替えられ、下院と内閣の不一致が解消される。しかし、フランスの議会主義においては、両院に倒閣の権利があるため、元老院と下院が対立する場合、下院と内閣が一致しており内閣が安定した状況にあっても、元老院による倒閣を防ぐことができない

⁴⁵⁾ 共和主義を支持する大規模都市 (bourgs) に有利な選挙方法である。これについては、 René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 368.

⁴⁶⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 368.

⁴⁷⁾ この点について、元老院の権限は、一般的に、特にイギリスにおいては衰退したのに対し、フランスにおいては増大することを指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 369.

⁴⁸⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., pp. 368-370.

こととなる。議会主義のモデルに沿うように、内閣の安定性を維持し、議会 (下院) の多数派と内閣の見解を一致させるためには、下院にのみ倒閣の役割 が認められるべきこととなる。このとき、元老院の役割は、下院に対するその 強い影響力を背景に、下院を中道に連れ戻すことにとどめるのが適切であることとなる⁴⁹⁾。

以上をまとめると、フランスの議会主義が、代表民主主義というシステムを採用している点と、共和主義的な個人主義という思想に立脚しているという点が明らかとなった。この二つの要素は、互いに矛盾するだけでなく⁵⁰⁾、双方が個別的に、フランスにおいて議会主義モデルが再現されるのを阻害する原因となる。ここから、逆に、半・代表民主主義と本来の個人主義の組み合わせこそが、議会主義モデルを構成する要素であることが明らかとなる。すなわち、君主から議会に主権が移った現代において、主権者たる議会を世論が統制する「半・代表民主主義」という仕組みは、諸個人が国家を生み出し統制することによって全員の個人権を保障する「個人主義」という目的を達成することを可能にするのである。これこそが、カピタンの示す議会主義モデルの理論的な全体像である。この理解を前提に、カピタンは、さらに議会主義モデルのメカニズムの詳細を明らかにし、フランスにおいて必要な改革を提示することとなる。

(2) 議会主義の改善策

カピタンは、フランスにおいて議会主義モデルを実践するために、イギリスの議会主義を模範とし、ワイマールの議会主義を反面教師とする。すなわち、 一方で、カピタンは、イギリスの議会主義に照らして、2大政党制の意義を確

⁴⁹⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., pp. 371-372.

⁵⁰⁾ 前述したように、代表民主主義の帰結(議会だけが「統治者」の役割を果たす)と共和主義的な個人主義の帰結(議会から「統治者」の役割を奪う)は、矛盾することとなる。この点を指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., pp. 363-364.

認したうえで、フランスにおいて2大政党制の成立する可能性が既にあることを指摘し、そのメカニズムを再現するには解散制度の導入が必要となる点を指摘することとなる。ここでいう2大政党制の意義とは、①安定した議会多数派の形成を可能にするという点と、②2大政党制の下で生じる政治的振り子(2大政党を交互に政権に就かせる)によって、両政党が互いに世論を窺うことによって両政策が中道に近付くという点と、③政治的振り子の論理的帰結として一つの政党による過度な長期政権(一つの政党による独裁)を回避できるという点を指す。さらに、カピタンは、上に示した2大政党制による穏健化のメカニズムを支えるものとして、元老院に、「議院内閣制の番人」の役割を与えることとなる。他方で、カピタンは、ワイマールの議会主義に照らして、議会主義モデルに反して世論が議会多数派の形成・入れ替えによって主権者たる議会を生み出し、統制することができない状況、すなわち、世論による統制が機能せずに、複数の政党が支配する事態を回避するために、比例代表制の導入を批判することとなる。

① イギリスの議会主義

イギリスの議会主義において採用されている単記投票制は、ワイマールの議会主義において採用される比例代表制に比べて細かい政治的選好の違いまでは反映できないものの、細かな政治集団が乱立することなく 2 大政党が形成され、安定した議会多数派の形成を可能にする51)。これら 2 つの政党は、選挙制度によって 2 大政党を交互に政権に就かせる「政治的振り子 (le pendule politique) \int_{52}^{52} により、互いに世論に気に入られるように行動するので、双方とも政策が似てきて、中道に近付く53)。すなわち、互いに世論を窺いながら政策を提案するため、極端な政策(極左化、極右化)に走ることなく、双方とも政策

⁵¹⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 373.

⁵²⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 371, 375.

⁵³⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 375.

が穏健になることとなる。このようなメカニズムを、カピタンは「穏健化の法則(loi de modération)」⁵⁴⁾と呼ぶ。また、本文献において明示されていないが、論理的には、「政治的振り子」が機能することによって、一つの政党が長期間政権に居座って独裁に至ることを回避することが可能となろう⁵⁵⁾。以上より、イギリスの議会主義における2大政党制は、安定した議会多数派の形成を可能にするという点と、政治的振り子によって両政策が穏健化されるという点と、政治的振り子の論理的帰結として一つの政党による独裁が回避されるという点で、意義があることとなる。

フランスにおいても、このイギリスの議会主義における 2 大政党制のメカニズムを再現することは可能である。第一に、2 大政党の形成については、フランスで採用されている単記 2 回投票制によって「右派」と「左派」の 2 大ブロックが既に形成されている56)。第二に、2 大政党の政権交代については、フランスにおいても 2 大連合が交互に選出されるメカニズムが現に機能している57)。

ただし、フランスにおいては2大政党制のメカニズムに対する一定の障害も存在する。2大政党制のメカニズムの下では、政治的振り子による穏健化のメカニズム(交互に政権に就かせる「政治的振り子」による両政策の中道化)を前提としたうえで、議会多数派を取った側に対して他方が従わなければならないこととなる⁵⁸⁾。というのも、この2大政党制のメカニズムは、カピタンにおいて、

⁵⁴⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 375.

⁵⁵⁾ 政党による独裁に対する警戒については、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 376.

⁵⁶⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 373.

⁵⁷⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 375.

^{58) 「}議会制的フェアプレー (fair play parlementaire) の深い意識」、「多数派の法則 (la loi de majorité) に対する絶対的服従」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 376.

世論が議会多数派を形成し、入れ替えることによって、世論が統治者である主権者 (議会)を生み出し、統制するためのシステムだからである。しかし、フランスにおいて、このようなシステムは、クーデターや独裁を引き起こし、個人的自由を脅かすに至る危険性があるものとして警戒されている。すなわち、フランスにおける歴史的経緯から、世論の中で左派または右派の独裁に対する警戒が根付いており、また、2ブロックの双方においても、相手方が制度を逆手にとってクーデターを起こすのではないかと疑うことによって、互いに政権運営を妨害することとなる⁵⁹⁾。したがって、フランスにおいて2大政党制のメカニズムが適切に機能するには、相手方がクーデターをしないという信頼を確保する必要があろう。そこで、カピタンは、元老院に、「議院内閣制の番人(le gardien du régime parlementaire)」、「クーデターまたは諸政党の絶対主義のすべての試みに対する保証人」としての役割、すなわち、2大政党制がもたらす穏健化のメカニズムを追加的に支える機関としての役割を担わせることによって、この問題に対応し得るとする⁶⁰⁾。

これに対して、カピタンは、解散制度の欠如こそがフランスの議会主義における最も根本的な障害であると指摘する。というのも、2大政党制のメカニズムが適切に機能するには、一度形成された2大政党が、選挙後においても維持されていなければ、議会多数派による安定した政権運営が不可能となるからである。イギリスの議会主義においては解散制度が存在するので、選挙後においても2大政党が維持されるが、これに対してフランスにおいては解散制度が存在しないため、選挙後において2ブロックが解消されることとなる⁶¹⁾。したがって、フランスの議会主義の改革に最も必要なのは、解散制度の導入ということとなる。

⁵⁹⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 376.

⁶⁰⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 377.

⁶¹⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 378.

以上より、カピタンが示す、フランスの議会主義に必要な改革は2点である。 第一に、解散制度を導入するという点である。第二に、元老院については、倒 閣の役割を代議院にのみ認めて元老院には否定し、その代わりに、元老院に 「議院内閣制の番人」として穏健化のメカニズムを支える追加的機関としての 役割を与えるという点である。

② ワイマールの議会主義

ワイマールの議会主義において採用されている比例代表制においては、政治的選好の分布を正確に反映することとなるので、複数の政党が乱立することとなる。そのうえ、名簿式投票の特性によって議員に対して過度な政党規律が生じることとなり⁶²⁾、その政党規律によって諸政党が互いに政党間で協力できないこととなるので、安定した議会多数派を形成することが困難となる。したがって、ワイマールの議会主義においては、政党間の駆け引き次第で連立内閣が組まれたり、解消されたりするので、世論は議会多数派と内閣を統制することができないこととなる⁶³⁾。このようなメカニズムは、世論が、議会多数派を形成し、また入れ替え、議会多数派から生まれる内閣をデザインするということを通じて、主権者たる議会を統制するという議会主義モデルに反することとなる。

カピタンによれば、以上のようなメカニズムは、フランスにおいても生じる 余地がある⁶⁴⁾。カピタンは、フランスの左派の諸政党(社会党、共産党、急進 党)において、党大会の役割が肥大することにより、政党間の協力が困難に なっている現象を指摘し、また、右派においては、極右団体リーグが、まだ議 会に参入してはいないものの台頭しており、ナチスやファシズムのような政治

⁶²⁾ 前述したように、名簿式投票においては、選挙の当否が各政党の選挙委員会の作成する名簿に左右されるため、議員に対して過度な政党規律が生じることとなる。この点については、René CAPITANT, La réforme du parlementarisme, op.cit., p. 25.

⁶³⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 378.

⁶⁴⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 378.

的部隊が登場していることを指摘する⁶⁵⁾。このような状況の下で比例代表制を 導入すると、ますますフランスがワイマールの議会主義のような事態に陥る危 険性が増大することとなる。したがって、カピタンは、フランスの議会主義の 改革案として、比例代表制を導入することに反対し、単記投票制を維持すべき であると主張することとなる⁶⁶⁾。

(3) 分 析

本文献によれば、フランスの議会主義の危機の原因は、フランスの議会主義 を構成する「代表民主主義」と「共和主義的な個人主義」にあり、これに対し てモデルとなる議会主義とは、「個人主義」に立脚した「半・代表民主主義」 であることが明らかとなった。フランスの議会主義の改革については、イギリ

加えて、ここにおいて、カピタンは、「カール・シュミット氏がワイマール・ドイツのために書いたような多元主義と多頭制(polycratie)のシステムが、フランスの可能性から完全に排除されないことを見る」として、フランスにおいて、多数の政党と労働組合、財界、また「フランス銀行のような半官半民の大組織」の存在によって、議会主義モデル(世論が議会多数派を形成し、また入れ替えることによって、主権者である議会を生み出し統制するシステム)が機能しないこととなる危険性を指摘する。

その際、カピタンは、明示していないが、シュミットの『憲法の番人』における「多元主義、多頭制、連邦主義」の項目を参照したと思われる。そこにおいて、シュミットは、連邦主義(における自律的な諸州)、多元主義(における社会的な権力複合体、政党)、多頭制(における自律的な公共的経済機関)が相互に対立・促進しながら国家的意思形成に関わることにより、ドイツにおいて国家的統一性が脅かされている現象(「国家的統一体への一致かつ一貫した対立」、「ドイツの国家体制の多元主義化の現実」、「多元主義的な諸傾向」)を明らかにし、この現状認識を、いかなる憲法の番人をいかにしてドイツ憲法に組み込むべきか論じる足掛かりにするべきだと指摘する。これについては、Carl Schmitt, Der Hüter der Verfassung, Tübingen 1931, S. 71-73. この翻訳としては、カール・シュミット、川北洋太郎訳『憲法の番人』(第一法規・1989)105-107頁が存在する。本稿においては以上の翻訳を適宜参照するが、訳については必ずしも従っていない。

66) René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 380.

⁶⁵⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 379.

スの議会主義を模範としてフランスにおいて議会主義モデルを実現するために、 解散制度を導入することと、クーデターを防ぐ役割を元老院に担わせることを 提案した。

① 個人主義と民主主義の関係---議院内閣制の意義

カピタンにおいて、民主主義とは、個人主義を実現するための手段であ る⁶⁷⁾。個人主義においては、諸個人全員が自由に生きるために、諸個人が全員 で国家を生み出し、統制することを目的とする680。前述したことを要約すると 以下の通りである。カピタンにおいて、諸個人全員が自由に生きる、というの は、諸個人が自由にものを考えることができる、というだけではなく、経済的、 社会的に苦しむことなく、命の危機を感じずに生きることができる、また、他 者によって不当に虐げられることなく、共に生きることができることまでを意 味する⁶⁹⁾。諸個人全員が自由に生きるためには、諸個人全員が国家から解放さ れることによって各人の精神的自由を確保するだけでなく、諸個人が全員で国 家を用いることによって各人の経済的、社会的自由を確保することが必要とな る⁷⁰⁾。この個人主義という目的を実現する手段として、世論が、議会多数派を 形成し、また入れ替え、議会多数派から生まれる内閣をデザインするというこ とを通じて、主権者たる議会を生み出し、統制する、半・代表民主主義という システムがある。個人主義は、議院内閣制論の目的となり、議院内閣制の在り 方を規定するという意味において、主権移譲の理論と共にカピタンの議院内閣 制論のもう一つの中核となる理論である。

⁶⁷⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 358, 359.

⁶⁸⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 361.

⁶⁹⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 358, 359, 360, 361, 366, 372.

⁷⁰⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 358, 359, 360, 361, 366, 372.

したがって、個人主義にとって、諸個人が全員で国家を生み出すことが不可欠となるので、世論が主権者を生み出せないような民主主義(世論が議会多数派を統制することを否定する「代表民主主義」、世論の政治的選好の分布を忠実に反映することを優先するあまり世論が議会多数派を統制することができない「比例代表制」)を、カピタンは支持しないこととなる。また、個人主義が実現されないような民主主義(「独裁」「反・議会主義体制」)も、支持しないこととなる。ここから、論理的には、カピタンにおいては、民主主義そのものが目的ではないので、個人主義を実現するために民主主義は不可欠な要素であるものの、その民主主義は個人主義によって枠づけられることとなろう。

すなわち、カピタンにおいて、議会主義とは、個人主義を実現するために 半・代表民主主義を手段とする統治制度ということとなる。この意味で、個人 的自由を保障できる国家を生み出すことができるシステムだからこそ、議院内 閣制に意義があるといえよう。

② 議会主義モデルの運用上の諸特徴――議会主義の適切な運用のための基準カピタンにおいて、適切に機能している議会主義には、一定の運用上の特徴が存在する。第一に、2大政党制の下で両政党を交互に政権に就かせることにより、両政策が世論を窺いながら互いに近接し、中道に落ち着くという、穏健化のメカニズムが作用するという点である。第二に、その論理的帰結として、一つの政党が長期間にわたって政権に居座り続けるという、一つの政党による独裁が回避されることとなるという点である。第三に、議会主義を実効的な統治制度として機能させるためには、前提として、政権についた側が制度を悪用してクーデターを起こして個人主義を脅かす、ということはよもやないであろうという信頼が、両政党の間でなければならないこととなるという点である。

このような議会主義の運用上の特徴は、論理的には、ある制度が議会主義として適切に作動しているか否か判断するための指標となろう。具体的には、定期的な政権交代が実現していない場合、一つの政党が長期間にわたって政権に居座り続けている場合、対立する両政党の政策が近接してないばかりか、政権の政策が中道に落ち着かずに極端なものとなっている場合、政権がクーデター

を起こして個人主義を脅かすという疑いがある場合、以上のいずれの場合においても、その統治制度がどれほど表面的に「議院内閣制」を採用しているかのように見えたとしても、そこにおいて議会主義のメカニズムが適切に機能していないことになる。この意味で、議会主義の運用上の特徴は、議会主義が適切に機能しているか否かを評価するための基準として役立つこととなろう。

結――ルネ・カピタンの議院内閣制論とその示唆

(1) ルネ・カピタンの議院内閣制論

ルネ・カピタンの議院内閣制論において、議院内閣制とは、議会多数派(与党)も、議会少数派(野党)も、内閣も、世論を窺って行動するよう仕向けられることにより、全ての主体の掲げる政策が世論を基準にして中道かつ穏健になり、その結果、個人主義に適合した政策が遂行されることとなる、統治制度である。要約すると以下の通りである。

議院内閣制は、歴史的に、君主から議会に主権が移行していく過程の中で生じた統治制度である。かつて君主が主権者として絶対的に統治していたが(絶対君主制)、議会が権力を獲得していくにつれて君主は制限的にしか統治することができないこととなり(制限君主制)、現代ではついに君主は主権を完全に失うこととなり、その主権は議会に移行することとなる(議院内閣制)。もはや統治するのは君主ではなく、議会である。このように、君主制から完全に脱却した現代において、議院内閣制とは、議会が主権者として統治するという制度である。

ここにおいて、議会は主権者として統治権を行使することとなる。この統治権とは立法権と執行権を併せ持つものである。従来、立法権と執行権は区別されており、議会の権力とは立法権であると理解されていた。しかし、このような区別は、君主と議会の権力がまだ互いに対立・均衡していたころ(制限君主制)の理解に留まるものである。いまや議会が主権者であり、君主がかつて絶対的に統治していたように、議会が絶対的に統治するのである。このように、議会は主権者として統治することとなる。

議院内閣制において、議会は主権者としていかにして統治権を行使すべきなのか。これまで、議会は君主による統治から自由を守る役割を果たしてきていた。しかし現代においては、議会は自由を守るだけでなく、統治もしなければならない。そこで、議会が、内閣を生み出し、内閣に統治の任を担わせ、内閣を統制することにより、議会自身が統治すると同時に自由を保護することとなるのである。したがって、議院内閣制においては、内閣が統治し、議会が統制することとなる。このとき内閣は、統治の任を果たすために必要な権限を引き受けることとなる。すなわち、内閣は立法権を有すると同時に執行権も有することとなる。これに対して、議会は内閣を統制するために、内閣を批判し、政治責任を追及することとなる。

議院内閣制において、議会が実効的に主権を行使するには何が必要か。議会が実効的に主権を行使するとは、議会が、実効的に内閣を生み出して、実効的に内閣に統治の任を果たさせ、実効的に内閣を統制することを意味する。そのために必要なのは、安定した議会多数派の形成である。というのも、安定した議会多数派こそが、一体的な内閣を生み出し、実効的に内閣を統制するからである。

議院内閣制において、いかにして実効的に統治できる議会多数派を形成すべきか。議会多数派は投票によって形成されるため、投票制度そのものが、安定した議会多数派を形成できるものでなければならない。これを可能にする投票制度が、単記投票制である。単記投票制が大政党に有利に作用するため、2大政党を生み出すこととなる。これに加えて、議会多数派が実効的に統治するには、解散制度が重要となる。解散制度がなければ、自らの野心のために議会多数派が度重なる倒閣を試みる危険性があり、内閣の不安定性により、結果として議会多数派が実効的に統治しているとは言えない状態となる。

2大政党制と解散制度によって、議会多数派による倒閣も、内閣による解散 も、解散選挙で世論が政策に対してする評価を予想しながら行われるので、世 論の支持する政策を基準に適正化されることとなるのである。この意味で、議 院内閣制は、世論が、議会多数派の形成・入れ替えによって、主権者たる議会 を生み出し統制する制度といえよう。

議院内閣制において、なぜ世論が、(議会多数派の形成・入れ替えを通じて)主 権者たる議会を生み出し統制するのであろうか。議会を主権者として構成す ることだけを目的として、安定した議会多数派の形成が必要となると考えるの であれば、世論とは、安定した議会多数派を形成するための手段に過ぎないこ ととなる。このとき、たとえ、既に形成されている安定した議会多数派の政策 が次第に世論から乖離していったとしても、すでに安定した議会多数派が存在 している以上、世論はその役目を終えていることとなり、世論と議会多数派の 不一致は問題とならないはずである。しかし、前述したように、カピタンの議 院内閣制論においては(特に、カピタンが議院内閣制のモデルとして紹介するイギリ スの議会主義においては)、たとえ、内閣が安定した議会多数派に支えられて不 信任決議が行われる余地がないほど盤石の地位を築いている場合であっても、 世論に問わなければならない場面が生じたら、それが内閣の安定性を揺らがせ るとしても不信任決議を待つまでもなく議会を解散しなければならないことと なることを指摘する。したがって、ここにおける問題は、なぜ議会を主権者と して構成しなければならないかではなく、なぜ世論が主権者たる議会を統制し なければならないか、すなわち、なぜ、既に確保されている議会多数派の安定 性を揺るがしてまで、議会多数派と世論の一致が重視されるのか、である。そ れは、議会主義が個人主義の実現を目的とし、そうである以上、世論と一致し た安定した議会多数派の形成が重視されるからである。

個人主義によれば、人は皆、個人として、精神的にも社会的にも経済的にも 自由に生きられなければならない。精神的な自由(自由な意識と思考)について は個人自身の思考が国家から解放されているだけで事足りるが、社会的また経 済的な自由については国家の助けなくしては解決できない問題である。そこで、 あらゆる面で諸個人全員が自由に生きられるためには、精神的自由を侵害せず、 また、社会的・経済的自由を実現するような国家を、諸個人全員で生み出し、 統制する必要がある。これを実効的に実現する統治制度が、議院内閣制である。 ここにおいては、世論が、(議会多数派の形成・入れ替えを通じて) 主権者たる議 会を生み出し統制することとなる。議院内閣制は、主権が君主から議会に移行した結果生じた統治制度であるという点で、主権移譲の理論によって歴史的に基礎付けられるものだが、議院内閣制は、歴史的経緯から主権者となった議会を世論が生み出し統制することによって個人主義を実現するので、個人主義によって規範的にも基礎付けられることとなるのである。

議院内閣制が個人主義によって規範的に基礎付けられる以上、議院内閣制は、個人主義を実効的に実現できるように運用されていなければならない。2大政党制と解散制度は、単に統治の実効性を実現するだけではなく、これらがもたらす定期的な政権交代によって、この政権交代を見越していずれの政党(議会多数派も議会少数派も)も世論を窺って行動するようになり、その結果、いずれの政党が政権に就いた場合においても中道かつ穏健な政策が実行されることとなり、これによって個人主義が脅かされるのを阻止することとなる。この定期的な政権交代によって一つの政党による独裁が阻止されることとなり、これによってやはり個人主義が脅かされるのを阻止することとなる。このように、議院内閣制における統治の実効性は、その前提として、制度を悪用してクーデターを起こすことにより個人主義を脅かす危険性がないことを要請するのである。

なお、前述したように、カピタンの議院内閣制論においては主権が君主から 議会に移行し終えており、代表制の理論においては主権が「国民」から議会に 移譲されているので、議会主権であるという点では両者は類似しているように 見えるが、実際にはそれらの帰結は大きく異なることとなる。従って、カピタ ンの議院内閣制論と代表制の理論は区別されなければならない。

以上が、カピタンの議院内閣制論の概観である。カピタンはこの理解に照ら して、フランスの議会主義の機能不全を検討し、その対応策を提案し、反・議 会主義に対しては議院内閣制を維持すべき理由を説くこととなるのである。

(2) 示 唆

以上に、カピタンの議院内閣制論を紹介してきた。ここから、現代の議院内

閣制の在り方を考えるうえで、直接的ではないものの、いくつかの着想を得る ことができよう。以下の通りである。

① 主権移譲の理論

カピタンは、議院内閣制論の出発点を、歴史的経緯にみる主権が君主から議会に移行する過程に設定することにより、議院内閣制において実際のところいかなる権力がいかに運用されており、またいかに運用されるべきなのか、すなわち議院内閣制の全体像をそこから引き出すことに成功した。このような議論の仕方は、議院内閣制において現に作用し、また作用すべきメカニズムの一つ一つに関する理由付けを、より説得的に論証することを可能にする。例えば、代表制の在り方について、カピタンの議院内閣制論からすれば、現代の議会主義において、議会が実効的に主権を行使するには、半代表制(政党と解散制度を通じて世論が議会多数派を形成する制度)が至当のものとなるのは興味深い⁷¹⁾。日本においても、いかなる議院内閣制が妥当しており、いかに運用されるべきなのかを検討する際に、現代の日本においては主権が君主から議会に移行し終えた(なおかつそれが、個人主義の観点から見て望ましい)、という点から議論を出発

なお、議院内閣制論の観点から代表制の在り方を検討することについて批判的なものとして、竹内康江「解散権と「半代表」論」一橋研究7巻2号(1982)129-131頁。

⁷¹⁾ カピタンの議院内閣制論においては、議院内閣制の在り方によって代表制の在り方が決定する。イギリスの議会主義のように、世論が決定する(議会に統治させる)ことによって各人の個人的自由を実現するという制度として議院内閣制を理解した場合、半代表制が至当となる。このとき、選挙制度としては2大政党を形成しやすい選挙制度(小選挙区制など)が理想となる。ただし、世論が政党名ではなく政策に基づいて投票し、その前提として互いの個人的自由の保護を尊重するような世論が形成されていることが要求されるので、世論の質に左右されることとなる。他方で、フランスの議会主義のような代表制は、世論に決定させない(議会に統治させない)ことによって各人の個人的自由が侵害されないようにする制度として議院内閣制を理解することとなる。このとき、各人の代弁者を選択するような選挙制度(アロンディスマン選挙)や、意見の多様性が損なわれないような選挙制度(比例代表制)が理想となる。ただし、前述したように、このような制度は統治の機能不全を引き起こし、これに対する世論の反発から反・議会主義に陥るリスクがある。従って、反・議会主義を回避したいのであれば、世論の質を高めることが課題となるう。

させると、適切な議院内閣制の運用を検討するうえで役立つこととなろう。

② 主権移譲の理論と「執行権」の概念

カピタンの議院内閣制論が内閣に統治権を集中させるという点に着目すると、執行権を強化する理論であるとも解され得るが、カピタンの用語法に照らせば、このような理解は補われる余地がある。というのも、権力分立の段階(制限君主制、オルレアン型議会主義)においては、君主が執行権を有し、議会が立法権を有するという形で、両者が対立・均衡していたが、現代においては議会がそれらの権力を独占し、議会が主権者としてそれを実効的に行使するために、内閣に統治を担わせるという構図になっているからである。すなわち、現代において、内閣は、執行権ではなく、統治権をその権限として行使することになる。このような用語法によるかは別としても、この分析からは、権力分立の段階の議会主義における執行権と、現代の議会主義において強化された執行権という場合の執行権とは、その実質において異なることが示唆される。

さらに、カピタンの議院内閣制論において、内閣への権力の集中は、個人主義を実現することを目的としているため、この趣旨に照らして内閣の統治権の実効性が高められ、また制限され得るという点まで含めて理解することが必要であろう。日本において、カピタンの議院内閣制論(特に内閣への統治権の集中)を参照する際には、これらの点に留意する必要があろう。

以上の主権の移譲の理論及び執行権の概念についての見解は、権力分立・均衡の理論によって現状の統治機構を基礎付けることに対する理論的な問い直しないし注意をせまるものである。権力分立・均衡の理論は、カピタンが指摘するように、君主の統治権力ないし執行権を、議会の立法権によって抑制するためのものであった。しかし、その後、周知のように、君主の権力は消滅し、議会が、従前に君主が果たしていた統治者としての役割を果たすことが求められているのが現代の状況である。ここにおいても、確かに、内閣を君主の代替物として見立てることによって、権力分立の理論によって現代の統治機構を説明し得るかに見える。しかし、現代においては、君主はすでに存在しておらず、内閣は君主とはその役割・性質において全く異なり、同視し得ない。仮に、内

閣を、議会と対立・均衡するところの君主のような存在として見立ててしまうと、カピタンが指摘したような弊害(統治機構の機能不全、それはひいては反・議会主義にもつながることになりかねない)が生じかねないこととなる。したがって、現代においては、権力分立の理論の中核的な前提が失われている状況にあり、すでにフィクションとなっている権力分立の理論の意義が問い直されていることが認識されなければならない。現代の日本においても、議会と内閣が、議会と君主の関係におけるように対立することは現実的には生じないことは自明のことであり、おそらくそのような暗黙の前提で学説も権力分立の理論を使い議論を行っていることは認識される必要がある。

さらには、以上のような意味で、統治機構を構成する諸機関(議会・内閣・政党・世論)は、統治機構上(憲法上)の役割を果たすように構成されなければならない以上、これらには、統治機構上の制約が課せられることになる。議会の構成員を選ぶ手続きである投票制度や、政党内部の規律、世論形成などは、このような憲法の趣旨によって設計され、解釈され、制約されなければならないことになる⁷²⁾。

⁷²⁾ 特に、カピタンの議院内閣制論において、議会少数派は、憲法の趣旨に照らせば、 以下の観点で統治機構上不可欠な役割を果すという点が留意されるべきである。

第一に、議院内閣制において主権者たる「議会」が内閣を統制する以上、議会少数派は「議会」の一部を成すものとして内閣を批判し、統制する役割を担うという観点である。

第二に、議院内閣制において「世論」が主権者たる議会とそれが生み出す内閣を統制する以上、議会少数派が発見した政策上の問題点は、「世論」が選挙を通じてより実効的に議会と内閣を統制することに役立ち、結果、個人主義の実現を促進するという観点である。この観点に照らせば、議会少数派によってこれまで明確に争点とされてこなかった問題が改めて提起された場合(少なくとも前回の選挙において、その問題に争点を絞って投票が行われたという認識が、世論においてなされていない場合)、または、議会少数派によって政策の欠陥が発見された場合、内閣は解散選挙でその政策上の問題点に争点を絞って明示的に世論に問わねばならないこととなろう。このとき、前述したように、世論は、政党名で投票するのではなく、あるいは地域的・組織的な同調圧力に従い投票するのではなく、その政策上の問題点について自身の判断を示すことにのみ精神を集中して投票せねばならないことは言うまでもない。

③ 解散権の制限

前述したように、日本においては、解散権が無制限に行使されるべきであるという学説が通説である。これに対して、カピタンの議院内閣制論においては、解散制度は、個人主義の観点から世論が実効的に主権者を生み出す(世論が議会多数派を形成し、入れ替えることによって、主権者たる議会が世論の統制の下で実効的に主権を行使できる状態にする)ために機能しなければならないので、世論の政策に対する評価を基準に適正化されなければならないこととなる。ここからは、日本において解散権の行使の適正化(促進・制限)を検討する際に、カピタンの議院内閣制論が参照に値することが示唆される。

④ 議院内閣制の評価基準

カピタンの議院内閣制論の根幹をなすのは、2大政党制や内閣による統治という表面的な論点ではなく、それらのすべてが個人主義の実現のために機能しているという点である。この個人主義は、議院内閣制の適切な機能のための運用上の条件をもたらしている。具体的には、定期的な政権交代による両政党の政策の穏健化、また、定期的な政権交代の帰結としての一つの政党による長期政権の実現の回避、さらに、両政党のいずれが政権を獲得したとしても制度を悪用してクーデターを起こすことを許さないという点である。これらは、政策の先鋭化、一つの政党による独裁、政権によるクーデターという現象によって個人主義が脅かされることがないために設定される条件である。このような条件は、日本において、個人主義を実効的に実現する議院内閣制の運用の在り方を検討する際に、参照に値することが示唆される。

⑤ 「議院内閣制の番人」

カピタンの議院内閣制論において、個人主義の観点から、政権の政策を穏健なものにし、また政権によるクーデターを監視するために、元老院に「議院内閣制の番人」の役割を与えることとなる。このような役割は、日本において、 参議院を、個人主義の観点から議院内閣制においていかに活用すべきか検討する際に、参照に値することが示唆される。

⑥ 個人主義による民主主義の枠づけ

カピタンの議院内閣制論は、個人主義を実現するために最適な統治制度としていかなる民主主義が適切であるか、という問題意識を前提とする。すなわち、民主主義そのものを目的とするわけではないので、ただやみくもに民意が反映されればされるほど良いと解するのではなく、常にそれが個人主義に資するか否かが問われることとなる。したがって、民主主義は、個人主義によって枠づけられることとなる。この個人主義を議論の中心に据える考え方は、統治制度の在り方について検討する際に参照に値することが示唆される。

(7) 個人主義と精神的・経済的・社会的自由

カピタンの議院内閣制論は、個人的自由をあらゆる面で保障しなければならない、という問題意識を前提にする。カピタンによれば、個人的自由について、フランスでは精神的自由(自由な思考)に関心が集中しており、経済的・社会的問題から生じる諸個人の不自由についてはおざなりにされていた⁷³⁾。しかし、カピタンによれば、個人が自由に生きるためには、精神的に、経済的に、社会的に、あらゆる面で保障されなければならず、精神的自由にのみ関心が集中することは、個人主義に照らせば誤りであるということとなる⁷⁴⁾。このような個人的自由についての理解に照らせば、日本において人権保障の在り方を検討する際に、事案ごとに個人的自由がいかに侵害されているのか明らかにしたうえで、その個人的自由の性質(精神的自由か否か)に優劣を付けることなく、個人的自由を実現するように積極的に解釈することが求められることとなろう。それによって国家に措置を講じることを強いることとなるとしても、それこそが国家が成し遂げるべき義務なのである。

⁷³⁾ René CAPITANT, La réforme du parlementarisme, op.cit., p. 22.

René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France
Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 363, 366, 372.

⁷⁴⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 358, 359, 360, 361, 366, 372.

⑧ 個人主義による人権保障の適正化

このカピタンの個人的自由に関する考え方は、論理的には、人権保障の在り方について検討する際にも役立つこととなろう。すなわち、精神的自由か経済的・社会的自由かを区別することなく、個別の事案ごとに、個人主義に照らして人権保障を促進し、枠づけることによって、個人主義の観点からより実効的な人権保障を実現することが可能となろう。例えば、表現の自由の中でも、個別の事案(表現の主体・客体・形式・意図・文脈など)を精査した結果、個人主義の観点から重要だと思われる表現(例えば、世論による統制を促進する表現、政治的表現など)は保障されるべきであるのに対して、個人主義の観点から害悪だと思われる表現(例えば、諸個人全員での共生を不可能にする表現、憎悪扇動表現など)は保障されるべきではないこととなろう。また、経済的・社会的自由においても、個別の事案を精査した結果、個人主義の観点から救済が必要となる事案については(国家の行為によって財産権が侵害されている場合、社会保障の欠陥によって経済的・社会的自由の保障が不十分な場合、または、差別などの共生の可能性が断たれるような社会的地位にかかわる問題に直面している場合など)、保障されなければならないこととなり、国家はその実効的な実現を強いられることとなろう。

⑨ 統治機構上の権限としての個人的自由

このカピタンの個人主義に関する見解に照らせば、諸個人は、諸個人全員の個人的自由を保障するために、民主主義によって、国家を生み出し統制すべきこととなる。すなわち、諸個人こそが統治機関を生み出し統制する役割を担うのである。ここにおいては、諸個人は、統治機構上不可欠な機関であり、その役割を実効的に果たすための権限を有するといえよう。この意味で、政治的表現の自由・結社の自由・集会の自由などの、諸個人が統治機関を生み出し統制するのに役立つ人権は、統治機構上の権限であることとなる⁷⁵⁾。

⁷⁵⁾ 近時のヨーロッパ人権裁判所判例はその方向性を明確にしている。この点については、拙稿「民主主義社会と政治家に対する批判的表現の自由(2・完)——風刺認定を通じた芸術的表現の保護から政治的表現の保護へのヨーロッパ人権裁判所における展開」関西大学法学論集67巻2号(2017)53頁を参照。

⑩ 憲法慣習の意義

カピタンの議院内閣制論は、成文法のみを分析対象とするのではなく、実際 に起きた出来事や歴史的経緯までを分析対象に入れることによって、制度がい かにして生じ、変遷し、現時点でどのような仕組みになっているのかを把握す ることを可能とする。このような分析対象を、カピタンは「慣習(la coutume)」⁷⁶⁾、または「憲法慣習(la coutume constitutionnelle)」⁷⁷⁾ と呼ぶ。カピ タンは、彼の議院内閣制論において、憲法慣習を以下のように用いる。第一に、 君主から議会への主権の移動というヨーロッパにおける憲法慣習を議院内閣制 論の出発点に設定し、その評価基準に設定する。第二に、大統領の権限喪失と いうフランスの憲法慣習を、先に述べた主権の移動という観点から肯定的に評 価する。第三に、解散制度の不存在というフランスの憲法慣習を批判的に評価 しており、「代表民主主義」と「共和主義的な個人主義」というフランスの憲 法慣習についても批判的に評価する。これに対して、「個人主義(アングロサク ソンの個人主義)」というフランスの憲法慣習に存在しないものを評価基準に設 定し、フランスの憲法慣習を批判する。以上より、カピタンは、憲法慣習から 評価基準を引き出すこともあれば、憲法慣習を評価・批判の対象にすることも あり、同時に、憲法慣習に依存せずに評価基準を定立することもある。このよ うに、カピタンの方法論は現状追認ではないといえよう。カピタンの憲法慣習 についてのさらなる検討は他日に期する。

さらに、カピタンは成文法のみを分析対象とするのではなく、議院内閣制論において、政党を媒介とした世論による統制や、個人主義などの思想、政治的な振り子などの現象を、その憲法的な制度である議院内閣制の構成要素とする。このカピタンの方法論は、議院内閣制論について具体的な帰結を導くために、関連する様々な要素(政治現象や思想)を検討対象に加えているという点で、示

⁷⁶⁾ René CAPITANT, La réforme du parlementarisme, op.cit., p. 20, 31. René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 347.

⁷⁷⁾ René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 367.

唆的である。

① 共和国大統領の役割の有用性

前述したように、カピタンの議院内閣制論においては、君主から議会に主権が移行し終えた現代において、議院内閣制のあるべき運用(主権者たる議会が内閣を生み出し、内閣に統治を担わせ、内閣を統制する)を滞りなく機能させるために、大統領は不可欠な補助的役割を果たすこととなる。

第一に、大統領は、議会と内閣の不一致によって内閣が倒閣された際に、新たな内閣を組閣する任を担う首相を任命することにより、議会が内閣をスムーズに生み出せるように手伝うこととなる。第二に、大統領は、大統領の任期に比べて入れ替わりの間隔が早い内閣が就任後に混乱しないよう、閣議に出席して内閣にアドバイスをすることによって、引継ぎをスムーズにし、またスムーズな政権運営を手伝うこととなる。その際、無論、議院内閣制において統治の任を果たすのは内閣である以上、大統領は決定に参加せず、あくまでも諮問的な役割を果たすにとどまることとなる。第三に、このようにして、大統領は、議会と内閣の不一致によってもたらされる混乱を早急に落ち着けるために、議会が内閣をスムーズに生み出せるように手助けし、その内閣がスムーズに統治できるよう手助けすることによって、議院内閣制のスムーズな運用を見守ることとなる。この意味で、カピタンの議院内閣制論において、大統領は、統治者ではなく、議院内閣制にとって不可欠な「仲裁者」となるのである⁷⁸⁾。

⁷⁸⁾ カピタンは、大統領の首相任命権と閣議出席発言権が議院内閣制の運用にとって 有用であると指摘し、大統領が議院内閣制にとって不可欠な補助的役割を果たすこ とを以下のように指摘する。

第一に、大統領の首相任命権については以下の通りである。「国家元首に固有のものとして、諸大臣を任命する権利、というよりむしろ、旧内閣の総辞職後の新たな内閣の形成の任を負う、首相のみを任命する権利が残されている。おそらく、人格の影響力が諸団体にぜひとも必要であり、それが多数派を形成し得るところの、諸政党が細分化されて諸綱領が不明確な国家において、この特権は、いまなおかなりの有用性を示す」と指摘するものとして、René CAPITANT、《Régimes parlementaires》(1933)、repris dans R. CAPITANT (Choix de textes, chronologie, bibliographie et index établis par Jean-Pierre MORELOU)、Écrits constitutionnels、Paris、CNRS、1982、p. 247.「共和国大統領は、内閣の危機において、ある種、議人

以上より、本稿において示されたカピタンの議院内閣制論は、非常に多くの 示唆をもたらすものといえよう。

第二に、大統領の閣議出席発言権については以下の通りである。「若き絶対君主が、老いて経験に満ちて思慮深い大臣の誰がしかに助けを求めていたように、このようにして今日、奇妙な変化によって、国家元首は、彼の経験と慎重さの声を、束の間の諸大臣に聞かせるのである」と指摘するものとして、René CAPITANT、《Régimes parlementaires》、op.cit., pp. 247-248.「共和国大統領は政府の助言役である。共和国大統領は審議に出席し、そこで発言し、意見を表明する」と指摘するものとして、René CAPITANT、La réforme du parlementarisme, op.cit., p. 20.「大統領はそこでなされる決定には参加しない。諮問的意見を発するにとどめる。しかし、それでもやはり彼の道義的影響力を感じさせる機会が彼に与えられる。彼の人格的権威、彼の政治的経験、彼の政治首脳の威信が、より効果的な憲法上の諸特権の助けなくして行使されることとなる。特に、憲法は、大統領が、その7年任期の間に次々とやってくることになる諸大臣に対して、政府の継続と永続性の仲介者であることを期待する」と指摘するものとして、René CAPITANT、《La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)》 op.cit., p. 350.

第三に、これらの権限を有する大統領が議院内閣制において果たす役割については以下の通りである。首相任命権と閣議出席発言権を持つ国家元首が存在しなかった場合に想定されるデメリットについて、「おそらく国家元首の不存在はいくつかの支障を示すこととなる。政府の諸危機が解消されるのが一層困難となり、また地位の永続性によって貴重な経験がもたらされた人物の諸助言が諸大臣から奪われることとなる」と指摘するものとして、René CAPITANT、 «Régimes parlementaires », op.cit., p. 249. 「彼は、もはや我々の議会主義の付属的要素に過ぎず、しかしながら、その要素はそれでもなお必要である」と指摘するものとして、René CAPITANT, La réforme du parlementarisme, op.cit., p. 20. 「いまだ制度に不可欠な仲裁者であるが、もはや統治者ではない」と指摘するものとして、René CAPITANT、«La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936)» op.cit., p. 350.

[→]会の産婆役であり、新しい内閣を生み出す」と指摘するものとして、René CAPITANT, La réforme du parlementarisme, op.cit., p. 20. 「このようにして大統領に付与された『危機における監督者』という役割が依然として議院内閣制にとって不可欠なままであることを認めなければならない。彼がいなければ危機が長引く恐れがあることとなろう」と指摘するものとして、René CAPITANT, «La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931–1936)» op.cit., p. 349.